

信用保証協会向けの総合的な監督指針(案)

旧（中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針）	新（信用保証協会向けの総合的な監督指針）																								
<u>（新設）</u>	○略語とその定義一覧 <table><tr><th>略語</th><th>定義</th></tr><tr><td><u>財務局</u></td><td>各財務局及び福岡財務支局並びに沖縄総合事務局</td></tr><tr><td><u>財務局長</u></td><td>各財務局長及び福岡財務支局長並びに沖縄総合事務局長</td></tr><tr><td><u>経済産業局</u></td><td>各経済産業局及び沖縄総合事務局</td></tr><tr><td><u>経済産業局長</u></td><td>各経済産業局長及び沖縄総合事務局長</td></tr><tr><td><u>地方支分部局</u></td><td>財務局及び経済産業局</td></tr><tr><td><u>地方支分部局長</u></td><td>財務局長及び経済産業局長</td></tr><tr><td><u>関係地方公共団体</u></td><td>各都道府県及び市町村の区域を越えない区域を信用保証協会法第 20 条第 2 項に規定する協会の区域とする協会についての市町村</td></tr><tr><td><u>関係地方公共団体の長</u></td><td>各都道府県知事及び市町村の区域を越えない区域を信用保証協会法第 20 条第 2 項に規定する協会の区域とする協会についての市町村長</td></tr><tr><td><u>法</u></td><td>信用保証協会法 <u>（昭和 28 年法律第 196 号）</u></td></tr><tr><td><u>施行令</u></td><td>信用保証協会法施行令 <u>（昭和 28 年政令第 271 号）</u></td></tr><tr><td><u>施行規則</u></td><td>信用保証協会法施行規則 <u>（昭和 28 年大蔵省・通商産業省令第 3 号）</u></td></tr></table>	略語	定義	<u>財務局</u>	各財務局及び福岡財務支局並びに沖縄総合事務局	<u>財務局長</u>	各財務局長及び福岡財務支局長並びに沖縄総合事務局長	<u>経済産業局</u>	各経済産業局及び沖縄総合事務局	<u>経済産業局長</u>	各経済産業局長及び沖縄総合事務局長	<u>地方支分部局</u>	財務局及び経済産業局	<u>地方支分部局長</u>	財務局長及び経済産業局長	<u>関係地方公共団体</u>	各都道府県及び市町村の区域を越えない区域を信用保証協会法第 20 条第 2 項に規定する協会の区域とする協会についての市町村	<u>関係地方公共団体の長</u>	各都道府県知事及び市町村の区域を越えない区域を信用保証協会法第 20 条第 2 項に規定する協会の区域とする協会についての市町村長	<u>法</u>	信用保証協会法 <u>（昭和 28 年法律第 196 号）</u>	<u>施行令</u>	信用保証協会法施行令 <u>（昭和 28 年政令第 271 号）</u>	<u>施行規則</u>	信用保証協会法施行規則 <u>（昭和 28 年大蔵省・通商産業省令第 3 号）</u>
略語	定義																								
<u>財務局</u>	各財務局及び福岡財務支局並びに沖縄総合事務局																								
<u>財務局長</u>	各財務局長及び福岡財務支局長並びに沖縄総合事務局長																								
<u>経済産業局</u>	各経済産業局及び沖縄総合事務局																								
<u>経済産業局長</u>	各経済産業局長及び沖縄総合事務局長																								
<u>地方支分部局</u>	財務局及び経済産業局																								
<u>地方支分部局長</u>	財務局長及び経済産業局長																								
<u>関係地方公共団体</u>	各都道府県及び市町村の区域を越えない区域を信用保証協会法第 20 条第 2 項に規定する協会の区域とする協会についての市町村																								
<u>関係地方公共団体の長</u>	各都道府県知事及び市町村の区域を越えない区域を信用保証協会法第 20 条第 2 項に規定する協会の区域とする協会についての市町村長																								
<u>法</u>	信用保証協会法 <u>（昭和 28 年法律第 196 号）</u>																								
<u>施行令</u>	信用保証協会法施行令 <u>（昭和 28 年政令第 271 号）</u>																								
<u>施行規則</u>	信用保証協会法施行規則 <u>（昭和 28 年大蔵省・通商産業省令第 3 号）</u>																								

信用保証協会向けの総合的な監督指針

旧（中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針）	新（信用保証協会向けの総合的な監督指針）
<u>VI 信用保証協会関係</u> 信用保証協会の監督に当たっての<u>財務局長及び都道府県知事（市町村の区域を越えない区域を信用保証協会法第20条第2項に規定する協会の区域とする協会については市町村長。以下同じ。）の事務処理手続については以下のとおりとする。</u> なお、主務大臣に提出する書類が<u>都道府県知事</u>を経由して地方支分部局長に提出された場合には、地方支分部局長は、金融庁監督局長及び中小企業庁長官へ<u>進達</u>（特別保証制度の創設及び変更報告、保証料率の変更報告を除く。）するものとする。 （中小監督指針 I） （中小監督指針 I－1） （中小監督指針 I－1（1）） （中小監督指針 I－1（2）） （中小監督指針 I－2） （中小監督指針 I－2－1）	信用保証協会の監督に当たっての<u>金融庁長官（財務局長含む。）、経済産業大臣（経済産業局長含む。）及び関係地方公共団体の長の事務処理手続については以下のとおりとする。</u> なお、主務大臣に提出する書類が<u>関係地方公共団体の長</u>を経由して地方支分部局長に提出された場合には、地方支分部局長は、金融庁監督局長及び中小企業庁長官へ<u>送付</u>（特別保証制度の創設及び変更報告、保証料率の変更報告を除く。）するものとする。 <u>I 基本的考え方</u> <u>I－1 信用保証協会の監督に関する基本的考え方</u> （1）<u>法は、中小企業者等が銀行その他の金融機関から貸付等を受けることについて、その貸付金等の債務を保証することを主たる業務とする信用保証協会の制度を確立し、もって中小企業者等に対する金融の円滑化を図ることを目的としている。</u> <u>信用保証協会の監督の目的は、このような制度の趣旨、目的を踏まえ、信用保証協会の業務の健全かつ適切な運営を確保することにある。</u> （2）<u>金融庁及び経済産業省としては、明確なルールに基づく透明かつ公正な行政を確立することを基本としている。</u> このため、監督をはじめ検査を含む各分野において、行政の効率性・実効性の向上を図り、更なるルールの明確化や行政手続き面での整備等を行うこととしている。 また、信用保証協会の経営の透明性を高めるため、<u>信用保証協会のディスクロージャーをより一層推進することも重要である。</u> <u>I－2 監督部局の役割と監督事務の基本的考え方</u> <u>I－2－1 監督部局の役割</u> 我が国の金融監督システムは、いわゆる「オンサイト」と「オフサイト」の双方のモニタリング手法から構成されているが、これは、それぞれのモニタリング手法を適切に組み合わせることで、実効性の高い金融監督を実現するためである。<u>金融庁及び財務局の場合、行政組織上は、前者を検査部局が、後者を監督部局が担当しているが、両部局が適切な連携の下に、それぞれの機能を的確に発揮することが求められる。</u> このような枠組みの中で、監督部局の役割は、検査と検査の間の期間においても、継続的に情報の収集・分析を行い、金融機関の業務の健全性や適切性に係る問題を早期に発見するとともに、必要に応じて行政処分等の監督上の措置を行い、問題が深刻化する以前に改善のための働きかけを行っていくことである。

信用保証協会向けの総合的な監督指針

旧（中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針）	新（信用保証協会向けの総合的な監督指針）
	具体的には、金融機関に対して定期的・継続的に経営に関する報告を求める等により、金融機関の業務の状況を常に詳細に把握するとともに、金融機関から徴求した各種の情報の蓄積及び分析を迅速かつ効率的に行い、経営の健全性の確保等に向けた自主的な取組みを早期に促していくことが、監督部局の重要な役割といえる。 <u>信用保証協会は、いわゆる金融機関ではないが、中小企業金融の円滑化を存立目的とする公的法人であり、信用保証協会の監督においても、同様の趣旨で監督事務を行うことが必要である。</u>
（中小監督指針 I－2－2）	<u>I－2－2 監督事務の基本的考え方</u> 上記を踏まえると、監督部局による監督事務の基本的考え方は次のとおりである。
（中小監督指針 I－2－2（1））	（1）<u>検査部局との適切な連携の確保（金融庁及び財務局）</u> 監督部局と検査部局が、それぞれの独立性を尊重しつつ、適切な連携を図り、オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることで、実効性の高い金融監督を実現することが重要である。このため、監督部局においては、検査部局との連携について、以下の点に十分留意することとする。 ① 検査を通じて把握された問題点については、監督部局は、問題点の改善状況をフォローアップし、その是正につなげていくよう努めること。また、必要に応じて、行政処分等厳正な監督上の措置を講じること。 ② 監督部局がオフサイト・モニタリングを通じて把握した問題点については、次回検査においてその活用が図られるよう、検査部局に還元すること。
（中小監督指針 I－2－2（2））	（2）<u>信用保証協会との十分な意思疎通の確保</u> <u>信用保証協会の監督に当たっては、信用保証協会の経営に関する情報を的確に把握・分析し、必要に応じて、適時適切に監督上の対応につなげていくことが重要である。</u>このため、監督部局においては、<u>信用保証協会からの報告に加え、信用保証協会との健全かつ建設的な緊張関係の下で、日頃から十分な意思疎通を図り、積極的に情報収集する必要がある。</u>具体的には、<u>信用保証協会との定期的な面談や意見交換等を通じて、信用保証協会との日常的なコミュニケーションを確保し、財務情報のみならず、経営に関する様々な情報についても把握するよう努める必要がある。</u>
（中小監督指針 I－2－2（3））	（3）<u>信用保証協会の自主的な努力の尊重</u> 監督当局は、<u>信用保証協会</u>の自己責任原則に則った経営判断を、法令等に基づき検証し、問題の改善を促していく立場にある。<u>信用保証協会</u>の監督に当たっては、このような立場を十分に踏まえ、<u>信用保証協会</u>の業務運営に関する自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。
（中小監督指針 I－2－2（4））	（4）<u>効率的・効果的な監督事務の確保</u> 監督当局及び<u>信用保証協会</u>の限られた資源を有効に利用する観点から、監督事務は効率的・効果的に行われる必要がある。したがって、<u>信用保証協会</u>に報告や資料提出等を求める場合には、監督事務上真に必要なものに限定するよう配慮するとともに、現在行っている監督事務の必要性、方法等については常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性の向上を図るよう努めなければならない。

信用保証協会向けの総合的な監督指針

旧（中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針）	新（信用保証協会向けの総合的な監督指針）
（中小監督指針　Ⅰ－３－３）	<u>Ⅰ－３　監督指針の位置付け</u>
（中小監督指針　Ⅰ－３－３（１））	（１）本監督指針においては、<u>信用保証協会</u>の監督事務に関し、その基本的考え方、監督上の評価項目、事務処理上の留意点について、体系的に整理した。 また、<u>信用保証協会</u>の監督を直接担当する<u>地方支分部局及び関係地方公共団体の職員の事務の利便に資するよう、必要な情報を極力集約したオールインワン型の手引書（ハンドブック）</u>として位置付けることとした。
（新設）	<u>（２）法第 39 条の 3 の規定等により、関係地方公共団体の長が処理することとされている事務については、法定受託事務とされているところである。</u> <u>監督指針は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく「普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認められる技術的な助言若しくは勧告等」</u>として定めるものであり、<u>関係地方公共団体の長においては、監督指針に基づく適切な信用保証協会の監督をしていくことが求められる。</u>
（中小監督指針　Ⅰ－３－３（２））	<u>（３）地方支分部局及び関係地方公共団体は、本監督指針に基づき信用保証協会の監督事務を実施するものとする。</u> また、<u>金融庁監督局及び中小企業庁の担当課室</u>にあっても同様の取扱いとする。 その際、本監督指針が、<u>信用保証協会</u>の自主的な努力を尊重しつつ、その業務の健全かつ適切な運営を確保することを目的とするものであることにかんがみ、本監督指針の運用に当たっては、各<u>信用保証協会</u>の個別の状況等を十分踏まえ、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮するものとする。
（中小監督指針　Ⅱ－３）	<u>Ⅱ　業務の適切性</u>
（中小監督指針　Ⅱ－３－１）	<u>Ⅱ－１　法令等遵守</u>
	<u>信用保証協会</u>の業務の公共性を十分に認識し、法令や業務上の諸規則等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めることが顧客からの信頼を確立するためにも重要であることから、当面、特に留意すべき点は以下のとおりである。
（中小監督指針　Ⅱ－３－１－１）	<u>Ⅱ－１－１　不祥事件等に対する監督上の対応</u>
	役職員の不祥事件等に対する監督上の対応については、以下のとおり、厳正に取り扱うこととする。
（中小監督指針　Ⅱ－３－１－１（１））	（１）不祥事件等の発覚の第一報 <u>信用保証協会</u>において不祥事件等が発覚し、第一報があった場合は、以下の点を確認するものとする。

信用保証協会向けの総合的な監督指針

旧（中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針）	新（信用保証協会向けの総合的な監督指針）
（中小監督指針 II－3－1－1（2））	① 本部等の事務部門、内部監査部門への迅速な報告及びコンプライアンス規定等に則った理事等への報告。 ② 刑事法令に抵触しているおそれのある事実については、警察等関係機関等への通報。 ③ 事件とは独立した部署（内部監査部門等）での事件の調査・解明の実施。 （2）不祥事件等届出書の受理 <u>法第 35 条に基づく報告命令により、信用保証協会が不祥事件の発生を知った日から 30 日以内に不祥事件等届出書が提出されることとなるが、当該届出書の受理時においては、法令の規定に基づき報告が適切に行われているかを確認する。</u>
（中小監督指針 II－3－1－1（3））	（3）主な着眼点 不祥事件と業務の適切性の関係については、以下の着眼点に基づき検証する。 ① 当該事件への役員の関与はないか、組織的な関与はないか。 ② 当該事件の内容が信用保証協会の経営等に与える影響はどうか。 ③ 内部けん制機能が適切に発揮されているか。 ④ 改善策の策定や自浄機能は十分か。 ⑤ 当該事件の発覚後の対応は適切か。
（中小監督指針 II－3－1－1（4））	（4）監督上の措置 不祥事件等届出書の提出があった場合には、事実関係、発生原因分析、改善・対応策等についてヒアリングを実施し、必要に応じ、<u>法第 35 条に基づき報告を求め、さらに、重大な問題があるときは、法第 36 条に基づく監督命令等</u>を発出することとする。
（中小監督指針 II－3－1－2）	<u>II－1－2</u> 役員による法令等違反行為への対応
（中小監督指針 II－3－1－2－1）	<u>II－1－2－1</u> 意義
（中小監督指針 II－3－1－2－1（1））	（1）信用保証協会が業務を遂行するに際しての役員による組織的な法令違反行為については、当該個人の責任の問題に加え、法人としての信用保証協会の責任も問われる重大な問題であり、信用失墜・風評等により信用保証協会の経営に重大な影響を及ぼすことに留意すべきである。
（中小監督指針 II－3－1－2－1（2））	（2）さらに、公共性を有し、地域経済において重要な機能を有する信用保証協会において、<u>中小企業者等との信頼関係を阻害するような問題が発生した場合には、地域の中小企業金融の円滑化に大きな影響を及ぼすおそれがあることを明記する必要がある。</u>
（中小監督指針 II－3－1－2－2）	<u>II－1－2－2</u> 監督手法・対応
（中小監督指針 II－3－1－2－2（1））	（1）検査結果、不祥事件等届出書等により、役員による組織的な法令違反の疑いがあると認められた場合には、厳正な内部調査を行うよう要請し、<u>法第 35 条に基づき報告を求める。</u> 特に、重大な法令違反の疑いがある場合には、事案に応じ、弁護士、外部専門家等の完全に独立した第三者（注）による客観的かつ厳正な調査を行うよう要請し、<u>法第 35 条に基づき報告を</u>

信用保証協会向けの総合的な監督指針

旧（中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針）	新（信用保証協会向けの総合的な監督指針）
（中小監督指針 II－3－1－2－2（2）） （中小監督指針 II－3－1－4） （中小監督指針 II－3－1－4－1）	求める。 （注）例えば顧問弁護士は、完全な第三者には当たらないことに留意する。 （2）当該調査結果及び信用保証協会の対応等を踏まえ、<u>法第36条</u>に基づく行政処分など、法令に則して、厳正な行政上の対応を検討する。 <u>II－1－3</u> 反社会的勢力による被害の防止 <u>II－1－3－1</u> 意義 反社会的勢力を社会から排除していくことは、社会の秩序や安全を確保する上で極めて重要な課題であり、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを推進していくことは、企業等にとって社会的責任を果たす観点から必要かつ重要なことである。特に、公共性を有し、経済的に重要な機能を営む信用保証協会においては、信用保証協会自身や役職員のみならず、顧客等の様々なステークホルダーが被害を受けることを防止するため、反社会的勢力を金融取引から排除していくことが求められる。 もとより信用保証協会として公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するためには、反社会的勢力に対して屈することなく法令等に則して対応することが不可欠であり、信用保証協会においても、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）の趣旨を踏まえ、平素より、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備に取り組む必要がある。 特に、近時反社会的勢力の資金獲得活動が巧妙化しており、関係企業を使い通常の経済取引を装って巧みに取引関係を構築し、後々トラブルとなる事例も見られる。こうしたケースにおいては経営陣の断固たる対応、具体的な対応が必要である。 なお、職員の安全が脅かされる等不測の事態が危惧されることを口実に問題解決に向けた具体的な取組みを遅らせることは、かえって信用保証協会や役職員自身等への最終的な被害を大きくし得ることに留意する必要がある。 （参考）「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせ） ①反社会的勢力による被害を防止するための基本原則 ○組織としての対応 ○外部専門機関との連携 ○取引を含めた一切の関係遮断 ○有事における民事と刑事の法的対応 ○裏取引や資金提供の禁止 ②反社会的勢力のとらえ方 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である「反社会的勢力」をとらえるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件に着目するとともに、暴力的な

信用保証協会向けの総合的な監督指針

旧（中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針）	新（信用保証協会向けの総合的な監督指針）
（中小監督指針 II－3－1－4－2） （中小監督指針 II－3－1－4－2（1）） （中小監督指針 II－3－1－4－2（2）） （中小監督指針 II－3－1－4－2（3））	要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である（平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」参照）。 <u>II－1－3－2</u> 主な着眼点 反社会的勢力との関係を遮断するための態勢整備の検証については、個々の取引状況等を考慮しつつ、例えば以下のような点に留意することとする。 （1）反社会的勢力とは一切の関係をもたず、反社会的勢力であることを知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点で可能な限り速やかに関係を解消できるよう、以下の点に留意した取組みを行うこととしているか。 ① 反社会的勢力との取引を未然に防止するための適切な事前審査の実施や必要に応じて契約書や取引約款に暴力団排除条項を導入するなど、反社会的勢力が取引先となることを防止すること。 ② <u>いかなる理由であれ、反社会的勢力であることが判明した場合には債務保証を行わないこと。</u> （2）反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を総括する部署（以下「反社会的勢力対応部署」という。）を整備し、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢が構築され、機能しているか。 特に、一元的な管理態勢の構築に当たっては、以下の点に十分留意しているか。 ① 反社会的勢力による不当要求がなされた場合等に、当該情報を反社会的勢力対応部署へ報告・相談する体制となっているか。また、反社会的勢力対応部署において実際に反社会的勢力に対応する担当者の安全を確保し担当部署を支援する体制となっているか。 ② 反社会的勢力対応部署において反社会的勢力に関する情報を積極的に収集・分析するとともに、当該情報を一元的に管理したデータベースを構築する体制となっているか。また、当該情報を<u>保証審査</u>に活用する体制となっているか。 ③ 反社会的勢力対応部署において対応マニュアルの整備や継続的な研修活動、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と平素から緊密な連携体制の構築が行われるなど、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みの実効性を確保する体制となっているか。特に、日常時より警察とのパイプを強化し、組織的な連絡体制と問題発生時の協力体制を構築することにより、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報する体制となっているか。 （3）反社会的勢力から不当要求がなされた場合には、担当者や担当部署だけに任せることなく<u>役員等の経営陣</u>が適切に関与し、組織として対応することとしているか。また、その際の対応は、以下の点に留意したものとなっているか。 ① 反社会的勢力により不当要求がなされた旨の情報が反社会的勢力対応部署を経由して速やかに<u>役員等の経営陣</u>に報告され、経営陣の適切な指示・関与のもと対応を行うこと。 ② 積極的に警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関に相談するとともに、暴力追放運動推進センター等が示している不当要求対応要領等を踏まえた対応を行うこと。特に、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報を行うこと。 ③ あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、積極的に被害届を提出するなど、刑事

信用保証協会向けの総合的な監督指針

旧（中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針）	新（信用保証協会向けの総合的な監督指針）
（中小監督指針 II－3－1－4－2（4）） （中小監督指針 II－3－1－4－3）（パブコメ中） <u>VI－1</u> 認可等に関する事項 <u>VI－1－1</u> 認可・承認事項の審査等 信用保証協会法等に定める認可・承認の審査に当たっては、中小企業者等に対する金融の円滑化の観点に立ち審査を行うものとする。 <u>VI－1－1－1</u> 設立認可申請の審査事項 信用保証協会の設立認可の申請を受理したときは、次の事項について審査するものとする。 （１）設立の手続、定款及び業務方法書の内容が法令に違反していないか。 （２）定款又は業務方法書のうち、重要な事項につき虚偽の記載がないか、又はその記載が欠けていないか。 （３）資産の総額が政令で定める金額を超えているか。 （４）協会の設立が中小企業者等に対する金融の円滑化に資すると認められるか、また、特に中小企業者等のために保証業務を行うという性格が明らかであるとともに、中小企業者等についても特定業種に限定されているようなことはないか。	事件化も躊躇しない対応を行うこと。 （４）反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上の不祥事や職員の不祥事を理由とする場合には、反社会的勢力対応部署の要請を受けて、不祥事案を担当する部署が速やかに事実関係を調査することとしているか。 <u>II－1－3－3</u> 監督手法・対応 検査結果、不祥事件等届出書等により、反社会的勢力との関係を遮断するための態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じて法第 35 条に基づき報告を求め、当該報告を検証した結果、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題があると認められる場合等には、法第 36 条に基づく監督命令等の発出を検討するものとする。その際、反社会的勢力への債務保証や反社会的勢力との不適切な取引関係を認識しているにもかかわらず関係解消に向けた適切な対応が図られないなど、内部管理態勢が極めて脆弱であり、その内部管理態勢の改善等に専念させる必要があると認められるときは、法第 36 条に基づく業務改善に要する一定期間に限った業務の一部停止命令の発出を検討するものとする。 また、反社会的勢力であることを認識しながら組織的に債務保証や不適切な取引関係を反復・継続するなど、重大性・悪質性が認められる法令違反又は公益を害する行為などに対しては、法第 36 条に基づく厳正な処分について検討するものとする。 <u>III</u> 認可等に関する事項 <u>III－1</u> 認可・承認事項の審査等 法及び関係政省令等に定める認可・承認の審査に当たっては、中小企業者等に対する金融の円滑化の観点に立ち審査を行うものとする。 <u>III－1－1</u> 設立認可申請の審査事項 信用保証協会の設立認可の申請を受理したときは、次の事項について審査するものとする。 （１）設立の手続、定款及び業務方法書の内容が法令に違反していないか。 （２）定款又は業務方法書のうち、重要な事項につき虚偽の記載がないか、又はその記載が欠けていないか。 （３）資産の総額が政令で定める金額を超えているか。 （４）協会の設立が中小企業者等に対する金融の円滑化に資すると認められるか、また、特に中小企業者等のために保証業務を行うという性格が明らかであるとともに、中小企業者等についても特定業種に限定されているようなことはないか。

信用保証協会向けの総合的な監督指針

旧（中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針）	新（信用保証協会向けの総合的な監督指針）
（５）その区域内の既設信用保証協会の業務の拡大を図ることにより新設に替えることはできないか。 （６）発起人及び予定役員は以下の事項に関する状況からみて適任かどうか。 ① 公私の経歴 ② 職業、能力及び資産負債の状況 ③ 犯罪及び破産の有無 ④ 常務に従事する役員については、金融業務及び中小企業分野についての知識経験の有無並びに常勤役員としての適否 （７）事業の方法及び計画が、資産及び経営の健全性を確保し、中小企業者等に対する金融の円滑化に資するものと認められるか（事業計画においては、単に形式的計数的な面のみにとらわれることなく、その基盤となる区域内の金融その他の経済事情、中小企業者等の動向、その他諸般の事情を総合的に勘案して、その計画の実行に確実性があるか。）。 <u>Ⅵ－１－１－２</u> 解散認可申請の審査事項 信用保証協会の解散認可の申請を受理したときは、次の事項について審査するものとする。 （１）解散手続が法令又は定款に違反していないか。 （２）当該協会の解散が業務及び財産の状況に照らし事情やむを得ないものか。 （３）当該協会の解散が業務区域内における中小企業者等に対する金融の円滑化に支障を及ぼすことがないか。 （４）当該協会の解散に伴う債権債務の処理方法が適切なものであるか。 <u>Ⅵ－１－１－３</u> 合併認可申請の審査事項 信用保証協会の合併認可の申請を受理したときは、次の事項について審査するものとする。 （１）合併の手続が法令又は定款に違反していないか。 （２）合併に関する仮契約書等の内容が適切なものであるか。 （３）合併が経営の合理化又は中小企業者等に対する金融の円滑化に資するものであるか。 （４）合併後存続し又は合併により設立される協会の区域、事務所、役員構成及び合併後の事業計画等が適切なものであるか。	（５）その区域内の既設信用保証協会の業務の拡大を図ることにより新設に替えることはできないか。 （６）発起人及び予定役員は以下の事項に関する状況からみて適任かどうか。 ① 公私の経歴 ② 職業、能力及び資産負債の状況 ③ 犯罪及び破産の有無 ④ 常務に従事する役員については、金融業務及び中小企業分野についての知識経験の有無並びに常勤役員としての適否 （７）事業の方法及び計画が、資産及び経営の健全性を確保し、中小企業者等に対する金融の円滑化に資するものと認められるか（事業計画においては、単に形式的計数的な面のみにとらわれることなく、その基盤となる区域内の金融その他の経済事情、中小企業者等の動向、その他諸般の事情を総合的に勘案して、その計画の実行に確実性があるか。）。 <u>Ⅲ－１－２</u> 解散認可申請の審査事項 信用保証協会の解散認可の申請を受理したときは、次の事項について審査するものとする。 （１）解散手続が法令又は定款に違反していないか。 （２）当該協会の解散が業務及び財産の状況に照らし事情やむを得ないものか。 （３）当該協会の解散が業務区域内における中小企業者等に対する金融の円滑化に支障を及ぼすことがないか。 （４）当該協会の解散に伴う債権債務の処理方法が適切なものであるか。 <u>Ⅲ－１－３</u> 合併認可申請の審査事項 信用保証協会の合併認可の申請を受理したときは、次の事項について審査するものとする。 （１）合併の手続が法令又は定款に違反していないか。 （２）合併に関する仮契約書等の内容が適切なものであるか。 （３）合併が経営の合理化又は中小企業者等に対する金融の円滑化に資するものであるか。 （４）合併後存続し又は合併により設立される協会の区域、事務所、役員構成及び合併後の事業計画等が適切なものであるか。

信用保証協会向けの総合的な監督指針

旧（中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針）	新（信用保証協会向けの総合的な監督指針）
（５）欠損又は不良資産がある場合は、その処理方法が適切なものであるか。 <u>Ⅵ－１－１－４</u> 定款変更認可申請の審査事項 信用保証協会の定款変更認可の申請を受理したときは、次の事項について審査するものとする。 （１）保証債務の最高限度に関する定款変更の場合 ① 最近の保証動向等に照らし最高限度の引上げが真に必要なものであるか。 ② 経営内容等よりみて最高限度の引上げの余力があるか。 ③ 基本財産の造成が十分に行われる等経営基盤の確保が図られる見通しはあるか。 ④ 最高限度の引上げにより当該協会が健全な経営を行い、対外的信用を維持できるか（当分の間、原則として 60 倍を最高限度とする。<u>ただし、中小企業金融安定化特別保証制度に係る保証債務については、一般の保証債務の枠外とし、金融安定化特別基金の 100 倍（制度実施後 2 年間はこの限りではない。）を保証債務額の最高限度とする。なお、当該保証制度の保証債務額の最高限度の算出に当たっては、中小企業金融安定化特別会計収支計算書上における毎事業年度末の責任準備金及び求償権償却準備金の繰入額を金融安定化特別基金に含めて計算することができるものとする。</u>）。 （２）従たる事務所の設置又は廃止に関する定款変更の場合 ① 従たる事務所の設置の場合 イ. 設置地はその地方の経済、金融及び中小企業等の状況に照らし適切なものであるか、また、設置地方における設置の要望の程度はどうか。 ロ. 当該協会の経理状況（経理の適正性、最近の収支及び資金繰り）<u>から</u>、事務所設置の余力はあるか。 <u>ハ. 最近の実地検査の結果等から当該協会に保証能力が十分あるか。</u> <u>ニ. 当該事務所と当該協会の主たる事務所との連絡体制等事務運営に支障はないか。</u> <u>ホ. 既存事務所の統廃合の必要はないか。</u> <u>ヘ. 事務所設置に要する費用は適正なものか。</u> ② 従たる事務所の廃止の場合 イ. 廃止事務所の取引者の便益に支障を及ぼすことはないか。 ロ. 事務所の廃止が当該協会の経営に支障を及ぼすことはないか。 <u>（新設）</u> （３）その他の定款変更の場合 ① 当該協会の業務全般を勘案し、その定款変更が真に必要なものか。 ② 当該協会の運営及び中小企業者等に対する金融の円滑化に支障を及ぼすことはないか。	（５）欠損又は不良資産がある場合は、その処理方法が適切なものであるか。 <u>Ⅲ－１－４</u> 定款変更認可申請の審査事項 信用保証協会の定款変更認可の申請を受理したときは、次の事項について審査するものとする。 （１）保証債務の最高限度に関する定款変更の場合 ① 最近の保証動向等に照らし最高限度の引上げが真に必要なものであるか。 ② 経営内容等よりみて最高限度の引上げの余力があるか。 ③ 基本財産の造成が十分に行われる等経営基盤の確保が図られる見通しはあるか。 ④ 最高限度の引上げにより当該協会が健全な経営を行い、対外的信用を維持できるか（当分の間、原則として 60 倍を最高限度とする。） （２）従たる事務所の設置又は廃止に関する定款変更の場合 ① 従たる事務所の設置の場合 イ. 設置地はその地方の経済、金融及び中小企業等の状況に照らし適切なものであるか、また、設置地方における設置の要望の程度はどうか。 ロ. 当該協会の経理状況（経理の適正性、最近の収支及び資金繰り）<u>や人的資源の状況に照らし</u>、事務所設置の余力はあるか。 <u>ハ. 当該事務所と当該協会の主たる事務所との連絡体制等事務運営に支障はないか。</u> <u>ニ. 既存事務所の統廃合の必要はないか。</u> <u>ホ. 事務所設置に要する費用は適正なものか。</u> ② 従たる事務所の廃止の場合 イ. 廃止事務所の取引者の便益に支障を及ぼすことはないか。 ロ. 事務所の廃止が当該協会の経営に支障を及ぼすことはないか。 （３）役員規定に関する定款変更の場合 <u>当該協会の運営実態に照らし、運営に支障を及ぼすことがなく、かつ、真に必要なものか。（とりわけ、常勤役員を増員しようとする場合にあっては、その必要性について特に厳正な審査を行う必要があることに留意する。）</u> （４）その他の定款変更の場合 ① 当該協会の業務全般を勘案し、その定款変更が真に必要なものか。 ② 当該協会の運営及び中小企業者等に対する金融の円滑化に支障を及ぼすことはないか。

信用保証協会向けの総合的な監督指針

旧（中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針）	新（信用保証協会向けの総合的な監督指針）
<u>Ⅵ－１－１－５</u> 業務方法書変更認可申請の審査事項 信用保証協会の業務方法書の変更認可申請を受理したときは、次の事項について審査するものとする。 （１）当該協会の業務全般を勘案し、その業務方法書変更が真に必要なものか。 （２）当該協会の運営及び中小企業者等に対する金融の円滑化に支障を及ぼすことはないか。 （３）<u>１</u>中小企業者等にかかる保証金額の最高限度を変更する場合には、<u>資産</u>の健全性が確保されとともに、<u>保証の均衡を阻害するおそれはないか。</u> <u>Ⅵ－１－１－６</u> 有価証券の取得承認申請の審査事項等 「信用保証協会がその余裕金の運用として取得することが認められる有価証券」（<u>信用保証協会法第 22 条に基づく告示</u>）第 6 号による有価証券の取得承認については、次のとおり取り扱うものとする。なお、承認対象となる有価証券は、当分の間、地方銀行又は第二地方銀行協会加盟行の発行する株式であって、現に年 10%以上の配当が行われており、かつ、10%以上の配当が実施されてから 4 事業年度以上の期間を経過しているもの、店頭取引の実績があり、売買が比較的容易で株価に著しい変動がないものに限ることとする。 （１）有価証券の取得承認申請に当たっては、次に掲げる書類を提出させるものとする。 ① 理由書 ② 取得しようとする有価証券の明細書 ③ 当該有価証券を発行する会社の概要を記載した書類 ④ 取得しようとする有価証券の最近 1 年間の気配相場を記載した書類 ⑤ 株式の場合は 1 株の払込金額、株式の種類、最近の配当について記載した書類 ⑥ 最近の日計表 ⑦ その他必要な書類 （２）有価証券の取得承認申請を受理したときは、次の事項について審査するものとする。 ① 情実、投機の目的をもった取得ではないか。 ② 金融機関への預託による保証債務の増大を阻害するものではないか。 ③ 資産の安全性、流動性、収益性を低下させるおそれはないか。 ④ 支払準備資産の充実に資するものであるか。 <u>Ⅵ－１－１－７</u> その他必要な書類 <u>信用保証協会法施行規則</u>に定める「その他必要な書類」は、上記事項の審査の参考となる資料をいうものとする。 <u>Ⅵ－１－２</u> 予備審査	<u>Ⅲ－１－５</u> 業務方法書変更認可申請の審査事項 信用保証協会の業務方法書の変更認可申請を受理したときは、次の事項について審査するものとする。 （１）当該協会の業務全般を勘案し、その業務方法書変更が真に必要なものか。 （２）当該協会の運営及び中小企業者等に対する金融の円滑化に支障を及ぼすことはないか。 （３）<u>同一の</u>中小企業者等に<u>係る</u>保証金額の最高限度を変更する場合には、<u>財務内容</u>の健全性が確保されとともに、<u>保証利用者の利用機会の公平性を確保する上で問題がないか。</u> <u>Ⅲ－１－６</u> 有価証券の取得承認申請の審査事項等 「信用保証協会がその余裕金の運用として取得することが認められる有価証券」（<u>昭和 28 年大蔵省・通商産業省告示第 8 号</u>）第 6 号による有価証券の取得承認については、次のとおり取り扱うものとする。なお、承認対象となる有価証券は、当分の間、地方銀行協会又は第二地方銀行協会加盟行の発行する株式であって、現に年 10%以上の配当が行われており、かつ、10%以上の配当が実施されてから 4 事業年度以上の期間を経過しているもの、店頭取引の実績があり、売買が比較的容易で株価に著しい変動がないものに限ることとする。 （１）有価証券の取得承認申請に当たっては、次に掲げる書類を提出させるものとする。 ① 理由書 ② 取得しようとする有価証券の明細書 ③ 当該有価証券を発行する会社の概要を記載した書類 ④ 取得しようとする有価証券の最近 1 年間の気配相場を記載した書類 ⑤ 株式の場合は 1 株の払込金額、株式の種類、最近の配当について記載した書類 ⑥ 最近の日計表 ⑦ その他必要な書類 （２）有価証券の取得承認申請を受理したときは、次の事項について審査するものとする。 ① 情実、投機の目的をもった取得ではないか。 ② 金融機関への預託による保証債務の増大を阻害するものではないか。 ③ 資産の安全性、流動性、収益性を低下させるおそれはないか。 ④ 支払準備資産の充実に資するものであるか。 <u>Ⅲ－１－７</u> その他必要な書類 <u>施行規則</u>に定める「その他必要な書類」は、上記事項の審査の参考となる資料をいうものとする。 <u>Ⅲ－２</u> 予備審査

信用保証協会向けの総合的な監督指針

旧（中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針）	新（信用保証協会向けの総合的な監督指針）
協会から認可・承認事項について、申請に準ずる提出すべき書類の提出を受け、あらかじめ審査を求められたときは、予備審査を行うものとする。 <u>Ⅵ－２</u> 報告等に関する事項 <u>Ⅵ－２－１</u> 事業報告書の受理 協会から事業報告書の提出があった場合には、記載要領等に従って記載されているかを確認し、内容を検討のうえ受理するものとする。 <u>Ⅵ－２－２</u> 信用保証協会台帳及び行政報告 <u>Ⅵ－２－２－１</u> 信用保証協会台帳 所轄都道府県知事は、信用保証協会台帳（様式・参考資料編 様式Ⅵ－２－２－１）を毎年６月末日現在で作成し、事業の状況を十分把握するとともに、その写を７月末日までに金融庁監督局長及び中小企業庁長官に提出するものとする。 <u>Ⅵ－２－２－２</u> 行政報告 地方支分部局長は、信用保証協会法施行令第４条第２項に基づく報告（同条第１項第２号に係る報告を除く。）があった場合には、遅滞なく金融庁監督局長及び中小企業庁長官に報告するものとする。 <u>Ⅵ－２－３</u> 保証料率の変更にに関する留意事項 信用保証協会における保証料率は、中小企業者等の負担に直接結びつくため、中小企業者等の保証のより一層の利用促進を図る観点から、保証料率の変更に際しては経営の合理化、効率化及び財政援助等により信用保証協会の経営の健全性が確保されているかに留意しつつ、保証料水準の<u>低下</u>に配慮するよう指導するものとする。 <u>Ⅵ－２－４</u> 関連会社 関連会社（信用保証協会が出資する会社で、その設立経緯、資金的、人的関係等からみて信用保証協会と密接な関係を有する会社をいう。）については、信用保証協会が中小企業者等に対する金融の円滑化を目的とし、国及び地方公共団体から多額の支援を受けている点にかんがみ、適正保証の	協会から認可・承認事項について、申請に準ずる提出すべき書類の提出を受け、あらかじめ審査を求められたときは、予備審査を行うものとする。 <u>Ⅳ</u> 報告等に関する事項 <u>Ⅳ－１</u> 事業報告書の受理 協会から事業報告書の提出があった場合には、記載要領等に従って記載されているかを確認し、内容を検討のうえ受理するものとする。 <u>Ⅳ－２</u> 信用保証協会台帳及び行政報告 <u>Ⅳ－２－１</u> 信用保証協会台帳 関係地方公共団体の長は、信用保証協会台帳（様式・参考資料編 様式Ⅳ－２－１）を毎年６月末日現在で作成し、事業の状況を十分把握するとともに、その写を７月末日までに、<u>地方支分部局を経由し</u>、金融庁監督局長及び中小企業庁長官に提出するものとする。 <u>Ⅳ－２－２</u> 行政報告 地方支分部局長は、関係地方公共団体の長から主務大臣に対し、<u>施行令第４条第２項に基づく報告（同条第１項第２号に係る報告を除く。）</u>があった場合には、遅滞なく金融庁監督局長及び中小企業庁長官に<u>送付</u>するものとする。 <u>Ⅳ－３</u> 保証料率の変更にに関する留意事項 信用保証協会における保証料率は、中小企業者等の負担に直接結びつくため、中小企業者等の保証のより一層の利用促進を図る観点から、保証料率の変更に際しては経営の合理化、効率化及び財政援助等により信用保証協会の経営の健全性が確保されているかに留意しつつ、保証料水準の<u>抑制</u>に配慮するよう指導するものとする。 <u>Ⅳ－４</u> 関連会社 関連会社（信用保証協会が出資する会社で、その設立経緯、資金的、人的関係等からみて信用保証協会と密接な関係を有する会社をいう。）については、信用保証協会が中小企業者等に対する金融の円滑化を目的とし、国及び地方公共団体から多額の支援を受けている点にかんがみ、適正保証の

信用保証協会向けの総合的な監督指針

旧（中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針）	新（信用保証協会向けの総合的な監督指針）
推進、審査・管理の充実を図るとともに業務の合理化・効率化を推進する必要があることから、以下の点に留意し指導を行うこととする。 <u>Ⅵ－２－４－１</u> 関連会社の業務の範囲 信用保証協会が設立することができる関連会社の業務は、以下の範囲内となっているか。 （１）<u>主として中小企業金融安定化特別保証制度</u>に係る求償権の回収業務であって、信用保証協会の共同出資により設立する会社が行うもの。 （２）信用保証協会の業務に係る事務のうちその業務の基本に係ることのないもので、主として当該信用保証協会のために行うもの（いわゆる従属業務）。 （例） ・担保管理の補助業務（担保物件の現地確認、登記簿謄本等の徴求等） ・事業用不動産の管理業務 ・職員向け福利厚生業務及び信用保証協会の調度品・消耗品等の一括購入業務 ・信用調査（債務者及び連帯保証人の現況調査及び資産調査等）の補助業務 ・求償権回収の補助業務（信用保証協会の指示に基づく督促状の作成・発送事務の代行、法的措置に係る各種書類の作成・発送、求償権先等調査） ・広告・宣伝業務 ・人材派遣会社における労働者派遣業務 ・保証業務に関連したコンピュータ関連業務（システム開発、ソフトの販売、コンピュータソフトの販売に伴い必要とされる付属機器の販売、バックアップデータの保管管理業務、電算処理受託等） <u>Ⅵ－２－４－２</u> 関連会社の適正化措置 関連会社の範囲を越える業務を行っている関連会社については、次に掲げる点に留意の上、適正化を図るよう指導するものとする。 （１）当該会社等への当該信用保証協会の役職員等による出資は行われていないか。 （２）当該会社等の商号を信用保証協会との関連を連想させないものとしているか。 （３）当該会社等に対し原則として役職員を出向させていないか（適正化措置を完了した会社等に対して、研修を目的とした出向の場合を除く。）。 （４）当該会社等の営業所を信用保証協会の建物内に設置していないか。 <u>Ⅵ－２－４－３</u> 関連会社に関する留意事項	推進、審査・管理の充実を図るとともに業務の合理化・効率化を推進する必要があることから、以下の点に留意し指導を行うこととする。 <u>Ⅳ－４－１</u> 関連会社の業務の範囲 信用保証協会が設立することができる関連会社の業務は、以下の範囲内となっているか。 （１）<u>信用保証協会</u>に係る求償権の回収業務であって、信用保証協会の共同出資により設立する会社が行うもの。 （２）信用保証協会の業務に係る事務のうちその業務の基本に係ることのないもので、主として当該信用保証協会のために行うもの（いわゆる従属業務）。 （例） ・担保管理の補助業務（担保物件の現地確認、登記簿謄本等の徴求等） ・事業用不動産の管理業務 ・職員向け福利厚生業務及び信用保証協会の調度品・消耗品等の一括購入業務 ・信用調査（債務者及び連帯保証人の現況調査及び資産調査等）の補助業務 ・求償権回収の補助業務（信用保証協会の指示に基づく督促状の作成・発送事務の代行、法的措置に係る各種書類の作成・発送、求償権先等調査） ・広告・宣伝業務 ・人材派遣会社における労働者派遣業務 ・保証業務に関連したコンピュータ関連業務（システム開発、ソフトの販売、コンピュータソフトの販売に伴い必要とされる付属機器の販売、バックアップデータの保管管理業務、電算処理受託等） <u>Ⅳ－４－２</u> 関連会社の適正化措置 関連会社の範囲を越える業務を行っている関連会社については、次に掲げる点に留意の上、適正化を図るよう指導するものとする。 （１）当該会社等への当該信用保証協会の役職員等による出資は行われていないか。 （２）当該会社等の商号を信用保証協会との関連を連想させないものとしているか。 （３）当該会社等に対し原則として役職員を出向させていないか（適正化措置を完了した会社等に対して、研修を目的として出向する場合を除く。）。 （４）当該会社等の営業所を信用保証協会の建物内に設置していないか。 <u>Ⅳ－４－３</u> 関連会社に関する留意事項

信用保証協会向けの総合的な監督指針

旧（中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針）	新（信用保証協会向けの総合的な監督指針）
（１）関連会社の範囲を逸脱する業務（一般向け不動産業務、物品販売業務、旅行あっせん業務等）を行っていないか。 （２）関連会社を利用して、会社株式等を取得していないか。 （３）信用保証協会の資産流出を防止する観点から、関連会社は信用保証協会の全額出資となっているか。 （４）親協会からの収入依存度については、原則として収入は、親協会からのものとなっているか（親協会を同じくする他の全額出資関連会社からの収入は親協会からの収入として取り扱う。また、保証協会業務に関連したコンピュータ関連業務に係る収入についても、親協会以外の信用保証協会及びその関連会社からの収入を親協会からの収入として取り扱う。なお、地方公共団体に対するコンピュータ関連業務に係る収入についても、他信用保証協会からの収入として扱う。）。 （５）人材派遣会社における労働者派遣業務については、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」の趣旨に沿っているか。	（１）関連会社の範囲を逸脱する業務（一般向け不動産業務、物品販売業務、旅行あっせん業務等）を行っていないか。 （２）関連会社を利用して、会社株式等を取得していないか。 （３）信用保証協会の資産流出を防止する観点から、関連会社は信用保証協会の全額出資となっているか。 （４）親協会からの収入依存度については、原則として収入は、親協会からのものとなっているか（親協会を同じくする他の全額出資関連会社からの収入は親協会からの収入として取り扱う。また、保証協会業務に関連したコンピュータ関連業務に係る収入についても、親協会以外の信用保証協会及びその関連会社からの収入を親協会からの収入として取り扱う。なお、地方公共団体に対するコンピュータ関連業務に係る収入についても、他信用保証協会からの収入として扱う。）。 （５）人材派遣会社における労働者派遣業務については、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」の趣旨に沿っているか。
<u>Ⅵ－２－５</u> 信用保証協会法第 35 条に基づく経営改善計画書の策定に関する報告 信用保証協会の経営の健全性を確保する観点から、業務又は財産の状況に照らして経営の改善を要する協会については、<u>信用保証協会法第 35 条</u>に基づき経営改善計画の策定に関する報告を求めるとともに、必要に応じて経営者に助言等を行い経営内容の改善を促進するものとする。	<u>Ⅳ－５</u> 法第 35 条に基づく経営改善計画書の策定に関する報告 信用保証協会の経営の健全性を確保する観点から、業務又は財産の状況に照らして経営の改善を要する協会については、<u>法第 35 条</u>に基づき経営改善計画の策定に関する報告を求めるとともに、必要に応じて経営者に助言等を行い経営内容の改善を促進するものとする。
<u>Ⅵ－２－５－１</u> 報告を求める協会の選定 都道府県知事は、管下信用保証協会が次に掲げる事項に該当した場合、速やかに所轄財務局長との間で協議することとし、当該協議を踏まえた意見を記載した書面を添付して、金融庁監督局長及び中小企業庁長官宛進達するものとする。 なお、協議又は進達時点において、既に当該協会において適切な改善計画を策定し、実施している場合は、<u>主務官庁</u>と協議のうえ、本規定による報告徴求をしないことができるものとする。 （１）基本財産の減少経理（取崩し）を行う場合（国の政策に基づき特別に出えんされたものに相当する基金及び金融安定化特別基金の取崩しを除く。） （２）動産・不動産償却、求償権償却準備金、退職給与引当金又は責任準備金のそれぞれについて基準を下回ることとなる場合（ただし、中小企業金融安定化特別会計における求償権償却準備金又は責任準備金のそれぞれについて基準を下回ることとなる場合を除く。） （３）検査結果等を踏まえ、財務内容が著しく悪化し適正な代位弁済の実行に支障が生じている又は生じるおそれがある場合	<u>Ⅳ－５－１</u> 報告を求める協会の選定 関係地方公共団体の長は、管下信用保証協会が次に掲げる事項に該当した場合、速やかに<u>地方支分部局長</u>との間で協議することとし、当該協議を踏まえた意見を記載した書面を添付して、金融庁監督局長及び中小企業庁長官宛進達するものとする。 なお、協議又は進達時点において、既に当該協会において適切な改善計画を策定し、実施している場合は、<u>主務省</u>と協議のうえ、本規定による報告徴求をしないことができるものとする。 （１）基本財産の減少経理（取崩し）を行う場合（国の政策に基づき特別に出えんされたものに相当する基金及び金融安定化特別基金の取崩しを除く。） （２）動産・不動産償却、求償権償却準備金、退職給与引当金又は責任準備金のそれぞれについて基準を下回ることとなる場合（ただし、中小企業金融安定化特別会計における求償権償却準備金又は責任準備金のそれぞれについて基準を下回ることとなる場合を除く。） （３）検査結果等を踏まえ、財務内容が著しく悪化し適正な代位弁済の実行に支障が生じている又は生じるおそれがある場合

信用保証協会向けの総合的な監督指針

旧（中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針）	新（信用保証協会向けの総合的な監督指針）
（４）業務・経営管理面に極めて重大な問題があり、特にその改善が必要と認められる場合 金融庁監督局長及び中小企業庁長官は、当該協会が経営改善を要するかを詮議し、選定した場合は速やかに<u>信用保証協会法</u>第 35 条に基づき経営改善計画書の策定に関する報告を求める手続を進めるものとする。 <u>Ⅵ－２－５－２</u> 報告徴求に当たっての留意事項 （１）報告徴求に当たっては、改善すべき事項を明記し、経営改善計画書を添付し報告させるほか、改善計画の実施状況を把握する必要があることから、原則半期毎３年間の継続的な報告を求めるものとする。 （２）報告期限は特段の事情がない限り原則 60 日以内とする。なお、報告期限を経過しても提出がなされなかった場合、罰則規定（信用保証協会法第 40 条、30 万円以下の罰金）に該当するので、その旨周知させるものとする。 <u>Ⅵ－２－５－３</u> 報告の進達等 <u>都道府県知事</u>は、報告書の提出があった場合、<u>実行性</u>のある内容が適切に記載されているかを確認のうえ受理するものとする。 報告書を受理したときは、速やかに金融庁監督局長及び中小企業庁長官に送付するものとする。 <u>Ⅵ－２－５－４</u> 報告の再徴求等 改善計画の実施状況が著しく進んでいない場合及び３年間の報告期間中に改善がなされなかった場合は、報告の再徴求又は報告期間の延長を行うものとする。 <u>Ⅵ－３</u> 一般監督に関する事項 <u>Ⅵ－３－１</u> 法令解釈等の照会 （１）照会を受けた場合、権限外の法令等に係るものであった場合には、コメント等は厳に慎むものとし、本監督指針等の既存資料により回答可能なものについては、適宜回答する。 （２）回答にあたって判断がつかないもの等については、<u>Ⅲ－３－２（２）に沿って処理するものとする。</u> （３）照会事例集については、金融庁及び中小企業庁の間で必要に応じ回覧するものとする。	（４）業務・経営管理面に極めて重大な問題があり、特にその改善が必要と認められる場合 金融庁監督局長及び中小企業庁長官は、当該協会が経営改善を要するかを詮議し、選定した場合は速やかに<u>法</u>第 35 条に基づき経営改善計画書の策定に関する報告を求める手続を進めるものとする。 <u>Ⅳ－５－２</u> 報告徴求に当たっての留意事項 （１）報告徴求に当たっては、改善すべき事項を明記し、経営改善計画書を添付し報告させるほか、改善計画の実施状況を把握する必要があることから、原則半期毎３年間の継続的な報告を求めるものとする。 （２）報告期限は特段の事情がない限り、<u>報告命令の発出日から</u>原則 60 日以内とする。なお、報告期限を経過しても提出がなされなかった場合、罰則規定（<u>法</u>第 40 条、<u>30 万円以下の罰金。</u>）に該当するので、その旨周知させるものとする。 <u>Ⅳ－５－３</u> 報告の進達等 <u>関係地方公共団体の長</u>は、報告書の提出があった場合、<u>実効性</u>のある内容が適切に記載されているかを確認のうえ受理するものとする。 報告書を受理したときは、速やかに金融庁監督局長及び中小企業庁長官に送付するものとする。 <u>Ⅳ－５－４</u> 報告の再徴求等 改善計画の実施状況が著しく進んでいない場合及び３年間の報告期間中に改善がなされなかった場合は、報告の再徴求又は報告期間の延長を行うものとする。 <u>Ⅴ</u> 一般監督に関する事項 <u>Ⅴ－１</u> 法令解釈等の照会 （１）照会を受けた場合、権限外の法令等に係るものであった場合には、コメント等は厳に慎むものとし、本監督指針等の既存資料により回答可能なものについては、適宜回答する。 （２）回答にあたって判断がつかないもの等については、<u>「連絡箋」（様式・参考資料編 様式Ⅴ－１（２））を作成し、金融庁監督局及び中小企業庁の担当課室と電子メール等により協議する。</u> （３）照会事例集については、金融庁<u>監督局</u>及び中小企業庁の間で必要に応じ回覧するものとする。

信用保証協会向けの総合的な監督指針

旧（中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針）	新（信用保証協会向けの総合的な監督指針）
<u>VI－３－２</u> 信用保証協会に関する苦情等 （１）信用保証協会に関する苦情等を受けた場合には、申出人に対して、当局は個別取引に関して仲裁等を行う立場にないこと及び信用保証協会の制度を確立することが職務であることを説明するものとする。 （２）信用保証協会の制度を<u>確立</u>する上で参考になると考えられるものについては、その内容を<u>Ⅲ－２－１（２）に沿って処理</u>するものとする。 （３）<u>各財務局及び都道府県（市町村を含む。以下同じ。）</u>においては、１年間の苦情等の件数を、毎年３月末現在で取りまとめ、これを４月末日までに金融庁担当課室に報告するものとする。 <u>VI－３－３</u> 決算経理 信用保証協会の経理処理に当たっては、経営の効率化及び経営基盤の確立に資するため、真実性、明瞭性及び継続性の原則を尊重するとともに、収入及び支出は原則発生主義により計上し、その期の経営状態を明らかにするものとし、次に掲げる点について留意の上、指導するものとする。 （１）未収利息は正確に計算のうえ、当期の収入に計上されているか。 （２）未経過保険料及び未経過保証料は正確に計算のうえ、翌期に繰越されているか。 （３）未払保険料は正確に計算のうえ、経過分について当期の支出に計上されているか。 （４）諸償却は適正に行われているか。 ① 期末時点において回収不能と判定される求償権は、各信用保証協会の定める基準に従い償却されているか。 ② 求償権に準ずるその他の債権については、求償権に準じて償却されているか。 ③ 取引所に上場されている有価証券は、低価法に基づいて評価を行い、償却されているか。 ④ 取引所に上場されていない有価証券については、会社法の一般原則に準じて償却されているか。 ⑤ 動産・不動産については、税法基準により直接償却の方法をもって行われているか。 ⑥ 恣意的に償却を調整することによって、経理の操作を行っていないか。 （５）諸準備金及び引当金は適正に繰入れられているか。 ① 収支差額変動準備金 毎事業年度末の収支差額の剰余は、その 100 分の 50 の範囲内で、事業年度末における基本財産の 2 分の 1 相当額を限度として繰入れられているか。 ② 責任準備金 事業年度末における保証債務の額の 1,000 分の 6 に相当する額に保証債権者が保証債務の	<u>V－２</u> 信用保証協会に関する苦情等 （１）信用保証協会に関する苦情等を受けた場合には、申出人に対して、当局は個別取引に関して仲裁等を行う立場にないこと及び信用保証協会の制度を確立、<u>運営</u>することが職務であることを説明するものとする。 （２）信用保証協会の制度<u>運営</u>を改善する上で参考になると考えられるものについては、その内容を記録（様式・参考資料編 様式 V-2（２）参照）するものとし、特に有力な情報と認められるものについては、<u>速やかに金融庁監督局及び中小企業庁の担当課室に報告</u>するものとする。 （３）<u>地方支分部局及び関係地方公共団体</u>においては、１年間の苦情等の件数を、毎年３月末現在で取りまとめ、これを４月末日までに金融庁監督局及び中小企業庁の担当課室に報告するものとする。<u>（関係地方公共団体においては地方支分部局を経由するものとする。）</u> <u>V－３</u> 決算経理 信用保証協会の経理処理に当たっては、経営の効率化及び経営基盤の確立に資するため、真実性、明瞭性及び継続性の原則を尊重するとともに、収入及び支出は原則発生主義により計上し、その期の経営状態を明らかにするものとし、次に掲げる点について留意の上、指導するものとする。 （１）未収利息は正確に計算のうえ、当期の収入に計上されているか。 （２）未経過保険料及び未経過保証料は正確に計算のうえ、翌期に繰越されているか。 （３）未払保険料は正確に計算のうえ、経過分について当期の支出に計上されているか。 （４）諸償却は適正に行われているか。 ① 期末時点において回収不能と判定される求償権は、各信用保証協会の定める基準に従い償却されているか。 ② 求償権に準ずるその他の債権については、求償権に準じて償却されているか。 ③ 取引所に上場されている有価証券は、低価法に基づいて評価を行い、償却されているか。 ④ 取引所に上場されていない有価証券については、会社法の一般原則に準じて償却されているか。 ⑤ 動産・不動産については、税法基準により直接償却の方法をもって行われているか。 ⑥ 恣意的に償却を調整することによって、経理の操作を行っていないか。 （５）諸準備金及び引当金は適正に繰<u>り</u>入れられているか。 ① 収支差額変動準備金 毎事業年度末の収支差額の剰余は、その 100 分の 50 の範囲内で、事業年度末における基本財産の 2 分の 1 相当額を限度として繰<u>り</u>入れられているか。 ② 責任準備金 事業年度末における保証債務の額の 1,000 分の 6 に相当する額に保証債権者が保証債務の

信用保証協会向けの総合的な監督指針

旧（中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針）	新（信用保証協会向けの総合的な監督指針）
履行を請求しうる期日（各信用保証協会が業務方法書に定めるところによる。以下同じ。）を経過している保証債務額の 10 分の 1 に相当する額を加えた額が繰入れられているか（保証債務の額の中に中小企業金融公庫の保険に付されていない保証債務がある場合は、その保証債務額の 100 分の 1 に相当する額に保証債権者が保証債務の履行を請求しうる期日を経過している中小企業金融公庫の保険に付されていない保証債務額の 100 分の 33 を加えた額）。 ③ 求償権償却準備金 事業年度末における求償権（求償権補てん金額及び求償権補てん金の受領予定額を除く。）のうち、当該年度において代位弁済を行ったものに対してはその 100 分の 33 に相当する額、前年度に代位弁済を行ったものに対しては 100 分の 67 に相当する額、前々年度以前に代位弁済を行ったものに対しては全額に相当する額を繰入れているか。 ④ 退職給与引当金 事業年度末において役職員が自己の都合により退職した場合の退職給与規程による要支給額を繰入れているか。 （６）収支差額変動準備金及び基本財産の取崩しを行う場合は適正に処理されているか。 ① 収支差額変動準備金 収支差額変動準備金をもって毎事業年度の収支差額の欠損を補てんした場合又は毎事業年度末に収支差額変動準備金を基本財産の基金準備金に振り替えるために取崩した場合、その取崩しが協会業務の円滑な遂行を確保する上で真に必要なものであったか。 ② 基本財産 収支差額変動準備金をもって毎事業年度末の収支差額の欠損を補てんし、なお不足する場合は、基金準備金、基金の順で取り崩されているか（国の施策に基づき特別に出えんされた金額に相当する基金及び金融安定化特別基金の取崩しを除く。）。 また、基本財産の金融安定化特別基金をもって、中小企業金融安定化特別会計収支計算書上の収支差額の欠損補てんのために取り崩した場合、その取崩しが適正に処理されているか。	履行を請求しうる期日（各信用保証協会が業務方法書に定めるところによる。以下同じ。）を経過している保証債務額の 10 分の 1 に相当する額を加えた額が繰り入れられているか（保証債務の額の中に中小企業金融公庫の保険に付されていない保証債務がある場合は、その保証債務額の 100 分の 1 に相当する額に保証債権者が保証債務の履行を請求しうる期日を経過している中小企業金融公庫の保険に付されていない保証債務額の 100 分の 33 を加えた額）。 ③ 求償権償却準備金 事業年度末における求償権（求償権補てん金額及び求償権補てん金の受領予定額を除く。）のうち、当該年度において代位弁済を行ったものに対してはその 100 分の 33 に相当する額、前年度に代位弁済を行ったものに対しては 100 分の 67 に相当する額、前々年度以前に代位弁済を行ったものに対しては全額に相当する額を繰り入れているか。 ④ 退職給与引当金 事業年度末において役職員が自己の都合により退職した場合の退職給与規程による要支給額を繰り入れているか。 （６）収支差額変動準備金及び基本財産の取崩しを行う場合は適正に処理されているか。 ① 収支差額変動準備金 収支差額変動準備金をもって毎事業年度の収支差額の欠損を補てんした場合又は毎事業年度末に収支差額変動準備金を基本財産の基金準備金に振り替えるために取り崩した場合、その取崩しが協会業務の円滑な遂行を確保する上で真に必要なものであったか。 ② 基本財産 収支差額変動準備金をもって毎事業年度末の収支差額の欠損を補てんし、なお不足する場合は、基金準備金、基金の順で取り崩されているか（国の施策に基づき特別に出えんされた金額に相当する基金及び金融安定化特別基金の取崩しを除く。）。 また、基本財産の金融安定化特別基金をもって、中小企業金融安定化特別会計収支計算書上の収支差額の欠損補てんのために取り崩した場合、その取崩しが適正に処理されているか。
<u>Ⅵ－３－４</u> 中小企業金融安定化特別会計の決算経理 中小企業金融安定化特別保証制度に係る経理処理に当たっては、同制度の適切な運用を確保するため、他の保証制度とは区分して収入及び支出を明らかにするものとし、次に掲げる点について留意のうえ、指導するものとする。 （１）期末時点において回収不能と判定される求償権は、各信用保証協会の定める基準に従い償却されているか。 （２）責任準備金及び求償権償却準備金は適正に繰入れられているか。 ① 責任準備金 事業年度末における保証債務の額の 1,000 分の 6 に相当する額に保証債権者が保証債務の履行を請求しうる期日（各信用保証協会が業務方法書に定めるところによる。）を経過している保証債務額の 10 分の 1 に相当する額を加えた額が繰入れられているか。 ② 求償権償却準備金 事業年度末における求償権（求償権補てん金額及び求償権補てん金の受領予定額を除く。）のうち、当該年度において代位弁済を行ったものに対してはその 100 分の 33 に相当する額、	<u>Ⅴ－４</u> 中小企業金融安定化特別会計の決算経理 中小企業金融安定化特別保証制度に係る経理処理に当たっては、同制度の適切な運用を確保するため、他の保証制度とは区分して収入及び支出を明らかにするものとし、次に掲げる点について留意のうえ、指導するものとする。 （１）期末時点において回収不能と判定される求償権は、各信用保証協会の定める基準に従い償却されているか。 （２）責任準備金及び求償権償却準備金は適正に繰り入れられているか。 ① 責任準備金 事業年度末における保証債務の額の 1,000 分の 6 に相当する額に保証債権者が保証債務の履行を請求しうる期日（各信用保証協会が業務方法書に定めるところによる。）を経過している保証債務額の 10 分の 1 に相当する額を加えた額が繰り入れられているか。 ② 求償権償却準備金 事業年度末における求償権（求償権補てん金額及び求償権補てん金の受領予定額を除く。）のうち、当該年度において代位弁済を行ったものに対してはその 100 分の 33 に相当する額、

信用保証協会向けの総合的な監督指針

旧（中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針）	新（信用保証協会向けの総合的な監督指針）
前年度に代位弁済を行ったものに対しては 100 分の 67 に相当する額、前々年度以前に代位弁済を行ったものに対しては全額に相当する額を繰入れているか。 （３）毎事業年度の収支差額の剰余は、基本財産の金融安定化特別基金に繰入れられているか。 <u>Ⅵ－３－５ １中小企業者等に対する保証金額の最高限度</u> 信用保証協会の<u>１中小企業者等に対する保証金額の最高限度は、資産の健全性の確保、保証の均衡を図ることによって中小企業者等の金融の円滑化を期する必要があることから、次に掲げる点に留意の上、指導を行うこととする。</u> （１）<u>１中小企業者等に対する保証金額の最高限度は、基本財産並びに当該年度の出えん金及び金融機関等負担金の合計額の 100 分の 20 に相当する額又は保険限度額の 2 倍に相当する額のいずれか低い額を限度としているか。</u> （２）業務方法書に個別に規定する保証については、これらの制度の趣旨にかんがみ、中小企業信用保険法の保険限度額を限度としているか。 （注）保証の名義が異なっても、実質的に同一人に対する保証と認められるものについては、保証金額の最高限度の指導上は合算して取り扱うものとする。 <u>Ⅵ－３－６ 役員の選任等に関する留意事項</u> <u>（Ⅵ－３－６－３から一部流用）</u> <u>Ⅵ－３－６－１ 都道府県関係者の役員選任</u> 協会の役員は、協会の経済的基盤が地方公共団体に大きく依存しており、また、協会の業務が地方の中小企業施策に密接な関係があることから、その任命権は都道府県知事にあるが、信用保証協会に対する主務大臣の権限の一部が都道府県知事に委任されており、日常監督は都道府県知事が行っていることから、協会代表者（代表権を有する者すべて）は現職都道府県職員（特別職を含む。）以外から選任するとともに、都道府県関係者からの役員選任数は最小限にとどめるよう指導するものとする。 特に、協会の常勤役員については、同協会を管轄する都道府県関係者からの選任者を半数以内にとどめるよう指導するものとする。	前年度に代位弁済を行ったものに対しては 100 分の 67 に相当する額、前々年度以前に代位弁済を行ったものに対しては全額に相当する額を繰り入れられているか。 （３）毎事業年度の収支差額の剰余は、基本財産の金融安定化特別基金に繰り入れられているか。 <u>Ⅴ－５ 同一の中小企業者等に対する保証金額の最高限度</u> 信用保証協会の<u>同一の中小企業者等に対する保証金額の最高限度は、財務内容の健全性の確保や保証利用者の利用機会の公平性を確保した上で、中小企業者等の金融の円滑化を期する必要があることから、次に掲げる点に留意の上、指導を行うこととする。</u> （１）<u>同一の中小企業者等に対する保証金額の最高限度は、基本財産並びに当該年度の出えん金及び金融機関等負担金の合計額の 100 分の 20 に相当する額又は保険限度額の 2 倍に相当する額のいずれか低い額を限度としているか。</u> （２）業務方法書に個別に規定する保証については、これらの制度の趣旨にかんがみ、中小企業信用保険法の保険限度額を限度としているか。 （注）保証の名義が異なっても、実質的に同一人に対する保証と認められるものについては、保証金額の最高限度の指導上は合算して取り扱うものとする。 <u>Ⅴ－６ 役員の選任等に関する留意事項</u> <u>Ⅴ－６－１ 役員構成</u> <u>役員構成については、信用保証協会の利用者の視点を適切に反映させる観点から、また、信用保証協会の客観的かつ公正な業務運営を確保するため、中小企業経営に関し識見を有する者を選任する等、その構成については全体のバランスが重要であることにかんがみ、特定の分野や出身母体に偏ることなく、出来る限りその多様化を図るよう指導するものとする。</u> <u>Ⅴ－６－２ 都道府県関係者の役員選任</u> 協会の役員は、協会の経済的基盤が地方公共団体に大きく依存しており、また、協会の業務が地方の中小企業施策に密接な関係があることから、その任命権は関係地方公共団体の長にあるが、信用保証協会に対する主務大臣の権限の一部が関係地方公共団体の長に委任されており、日常監督は関係地方公共団体の長が行っていることから、協会代表者（代表権を有する者すべて）は現職都道府県職員（特別職を含む。）以外から選任するとともに、都道府県関係者からの役員選任数は最小限にとどめるよう指導するものとする。 特に、協会の常勤役員については、同協会を管轄する都道府県関係者からの選任者を半数以内かつ必要最小限にとどめるよう指導するものとする。

信用保証協会向けの総合的な監督指針

旧（中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針）	新（信用保証協会向けの総合的な監督指針）
<u>VI－３－６－２</u> 会長、理事長の常勤化 会長、理事長職は協会の業務運営に係る最高責任者であることから、十分な指導監督が可能となるよう常勤化について指導するものとする。 <u>VI－３－６－３</u> 金融機関出身者の役員就任等 金融機関出身者の役員就任に当たっては、信用保証協会の業務運営に支障のない範囲内においてそのあり方を見直すなど、地域中小企業者の不信感を招くことのないよう指導するものとする。 また、役員の構成については、信用保証協会の利用者の視点を適切に反映させる観点から、中小企業経営に関し識見を有する者を選任する等できる限り多様化を図るよう指導するものとする。 <u>VI－３－７</u> 資金の運用及び管理に関する留意事項 信用保証協会の資金運用の健全性を確保する観点から、次に掲げる点に留意のうえ、指導するものとする。 （１）資金運用及びリスク管理に関する担当部署及び決裁権限等が資金運用規程その他の内部規程の中で明確になっているか。 （２）内部規程の中において、リスク管理手続その他のリスク管理のための規定（例えば、債券取得に係る格付基準、株式等の保有に係る損失限度額及び損失限度額遵守のためのロスカットルール等）が定められているか。 （３）資金運用及びその管理については、理事会等にて定期的に状況の報告を行うことにより透明性の確保が図られているか。特に、予算審議に係る理事会においては運用方針について、決算審議に係る理事会においては保有する有価証券の運用状況について、明らかにしているか。 <u>VI－４</u> その他 実施要綱集 新法施行等により、新たに信用保険制度の特例が創設された場合は、「実施要綱集」を作成し配布するので、執務室にファイリングし事務の参考にされたい。	<u>V－６－３</u> 会長、理事長及び監事の常勤化 会長、理事長職は協会の業務運営に係る最高責任者であることから、十分な指導監督が可能となるよう常勤化について指導するものとする。 また、監事についても、協会の業務運営の適正化を図る上で重要な役職であることから、その常勤化について指導するものとし、その際には、監事の業務が財産の状況の監査のみならず、理事の業務の執行状況等についても監査を行う必要があり、また、問題があった場合には主務省に報告する義務があることにかんがみ、そのための知見を有する者であって、かつ、出来る限り、都道府県、金融機関又は利害関係者以外の者からの選任に努めるよう指導するものとする。 <u>V－６－４</u> 金融機関出身者の役員就任等 金融機関出身者の役員就任に当たっては、信用保証協会の客観的かつ公正な業務運営を確保するため、そのあり方を見直すなど、地域中小企業者の不信感を招くことのないよう指導するものとする。 <u>V－７</u> 資金の運用及び管理に関する留意事項 信用保証協会の資金運用の健全性を確保する観点から、次に掲げる点に留意のうえ、指導するものとする。 （１）資金運用及びリスク管理に関する担当部署及び決裁権限等が資金運用規程その他の内部規程の中で明確になっているか。 （２）内部規程の中において、リスク管理手続その他のリスク管理のための規定（例えば、債券取得に係る格付基準、株式等の保有に係る損失限度額及び損失限度額遵守のためのロスカットルール等）が定められているか。 （３）資金運用及びその管理については、理事会等にて定期的に状況の報告を行うことにより透明性の確保が図られているか。特に、予算審議に係る理事会においては運用方針について、決算審議に係る理事会においては保有する有価証券の運用状況について、明らかにしているか。 <u>（削除）</u>

信用保証協会向けの総合的な監督指針

旧（中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針）	新（信用保証協会向けの総合的な監督指針）
（中小監督指針 Ⅲ－６）	Ⅵ 行政処分を行う際の留意点
（中小監督指針 Ⅲ－６－１）	Ⅵ－１ 行政処分（不利益処分）に関する基本的な事務の流れについて
（中小監督指針 Ⅲ－６－１－１）	Ⅵ－１－１ 行政処分
（中小監督指針 Ⅲ－６－１－１（１））	監督部局が行う主要な不利益処分（行政手続法第２条第４号にいう不利益処分をいう。以下同じ。）としては、<u>法第 36 条に基づく監督命令（業務の停止、設立認可の取消し等）等</u>があるが、これらの発動に関する基本的な事務の流れを例示すれば、以下のとおりである。 （１）法第 <u>35</u> 条に基づく報告命令 ① オンサイトの立入検査や、オフサイト・モニタリング（ヒアリング、不祥事件等届出書など）を通じて、<u>信用保証協会の法令等遵守態勢、経営管理態勢、リスク管理態勢等</u>に問題があると認められる場合においては、法第 <u>35</u> 条に基づき、当該事項についての事実認識、発生原因分析、改善・対応策その他必要と認められる事項について、報告を求めることとする。 ② 報告を検証した結果、さらに精査する必要があると認められる場合においては、法第 <u>35</u> 条に基づき、追加報告を求めることとする。
（中小監督指針 Ⅲ－６－１－１（２））	（２）法第 <u>35</u> 条に基づき報告された改善・対応策のフォローアップ ① 上記報告を検証した結果、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題が発生しておらず、かつ、<u>信用保証協会</u>の自主的な改善への取組みを求めることが可能な場合においては、任意のヒアリング等を通じて上記（１）において報告された改善・対応策のフォローアップを行うこととする。 ② 必要があれば、法第 <u>35</u> 条に基づき、定期的なフォローアップ報告を求める。
（中小監督指針 Ⅲ－６－１－１（４））	（３）法第 <u>36</u> 条第 1 項に基づく業務停止命令 上記（１）の報告（追加報告を含む。）を検証した結果、業務の改善に一定期間を要し、その間、当該業務改善に専念させる必要があると認められる場合においては、法第 <u>36</u> 条第 1 項に基づき、改善期間を勘案した一定の期限を付して当該業務の停止を命じることを検討する。
（中小監督指針 Ⅲ－６－１－１（５））	（４）法第 <u>36</u> 条第 2 項に基づく業務停止命令 <u>法第 36 条第 1 項に基づく命令を受けたにもかかわらず、当該命令に従わなかった場合で、重犯性や故意性・悪質性が認められる等の重大な法令等の違反又は公益を害する行為など</u>に対しでは、法第 <u>36</u> 条第 2 項に基づき、当該業務の停止を命じることを検討する。
（中小監督指針 Ⅲ－６－１－１（６））	（５）法第 <u>36</u> 条第 2 項に基づく設立認可の取消し <u>法第 36 条第 1 項に基づく命令を受けたにもかかわらず、当該命令に従わなかった場合で、重大な法令等の違反又は公益を害する行為が多数認められる等により、今後の業務の継続が不適当と認められる場合においては、法第 <u>36</u> 条第 2 項に基づく設立認可の取消しを検討する。</u>
（中小監督指針 Ⅲ－６－１－１（７））	（６）標準処理期間

信用保証協会向けの総合的な監督指針

旧（中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針）	新（信用保証協会向けの総合的な監督指針）
（中小監督指針 Ⅲ－６－２） （中小監督指針 Ⅲ－６－２（１）） （中小監督指針 Ⅲ－６－２（２）） （中小監督指針 Ⅲ－６－２（３）） （中小監督指針 Ⅲ－６－３） （中小監督指針 Ⅲ－６－３（１））	上記（３）から（５）の不利益処分をしようとする場合には、上記（１）の報告書又は不祥事件等届出書（法第 35 条に基づく報告徴求を行った場合は、当該報告書）を受理したときから、原則として概ね 1 か月（処分が<u>関係地方公共団体、地方支分部局</u>を経由して金融庁及び経済産業省において行われる場合又は処分が<u>関係地方公共団体</u>において行われるが金融庁及び経済産業省との調整を要する場合は概ね 2 か月）以内を目途に行うものとする。 （注 1）「報告書を受理したとき」の判断においては、以下の点に留意する。 ① 複数回にわたって法第 35 条に基づき報告を求める場合（直近の報告書を受理したときから上記の期間内に報告を求める場合に限る。）には、最後の報告書を受理したときを指すものとする。 ② 提出された報告書に関し、資料の訂正、追加提出等（軽微なものは除く。）を求める場合には、当該資料の訂正、追加提出等が行われたときを指すものとする。 （注 2）弁明・聴聞等に要する期間は、標準処理期間には含まれない。 （注 3）標準処理期間は、処分を検討する基礎となる情報毎に適用する。 <u>Ⅵ－２ 行政手続法との関係等</u> （１）行政手続法との関係 上記<u>Ⅵ－１－１（３）</u>及び（４）の不利益処分をしようとする場合には、行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号に基づき弁明の機会を付与し、上記<u>Ⅵ－１－１（５）</u>の不利益処分をしようとする場合には、同法第 13 条第 1 項第 1 号に基づき聴聞を行わなければならないことに留意する。 また、いずれの場合においても、同法第 14 条に基づき、処分の理由を示さなければならないことに留意する。 （２）行政不服審査法との関係 上記<u>Ⅵ－１－１（１）、（３）</u>から（５）の処分をしようとする場合には、行政不服審査法第 6 条に基づく異議申立て（処分官庁が<u>関係地方公共団体の長</u>の場合には、<u>金融庁長官及び経済産業大臣に対する審査請求</u>）ができる旨を書面で教示しなければならないことに留意する。 （３）行政事件訴訟法との関係 上記<u>Ⅵ－１－１（１）、（３）</u>から（５）の処分をしようとする場合には、行政事件訴訟法第 8 条に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる旨を書面で教示しなければならないことに留意する。 <u>Ⅵ－３ 意見交換制度</u> （１）意義 不利益処分が行われる場合、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続とは別に、<u>信用保証協会からの求めに応じ、監督当局と信用保証協会との間で、複数のレベルにおける意見交換を行うこと</u>で、行おうとする処分の原因となる事実及びその重大性等についての認識の共有を図ることが有益である。

信用保証協会向けの総合的な監督指針

旧（中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針）	新（信用保証協会向けの総合的な監督指針）
（中小監督指針 Ⅲ－６－３（２））	（２）監督手法・対応 法第 35 条に基づく報告徴求に係るヒアリング等の過程において、<u>自協会</u>に対して不利益処分が行われる可能性が高いと認識した<u>信用保証協会</u>から、監督当局の幹部（注 1）と当該<u>信用保証協会</u>の幹部との間の意見交換の機会の設定を求められた場合（注 2）であって、監督当局が当該<u>信用保証協会</u>に対して聴聞又は弁明の機会の付与を伴う不利益処分を行おうとするときは、緊急に処分をする必要がある場合を除き、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行う前に、行おうとする不利益処分の原因となる事実及びその重大性等についての意見交換の機会を設けることとする。 （注 1）監督当局の幹部：金融庁監督局・中小企業庁の担当課室長以上 （注 2）<u>信用保証協会</u>からの意見交換の機会の設定の求めは、監督当局が、当該不利益処分の原因となる事実についての法第 35 条に基づく報告書等を受理したときから、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行うまでの間になされるものに限る。
（中小監督指針 Ⅲ－６－４）	<u>Ⅵ－４ 関係地方公共団体の長が不利益処分等を行う場合の金融庁監督局（財務局含む。）及び中小企業庁（経済産業局含む。）との連携</u> 上記Ⅵ－１－１（１）から（５）の不利益処分等をしようとする場合には、<u>関係地方公共団体担当課は金融庁監督局（財務局含む）及び中小企業庁（経済産業局含む）担当課室との十分な連携によりこれらの事務を行うものとする。</u>
（新設）	<u>Ⅶ 主要行等向けの総合的な監督指針及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針との関係</u> <u>上記内容に加え、主要行等向けの総合的な監督指針や中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針において示された監督上の留意点のうち、信用保証協会の監督にも当てはまるものについては、適宜参照することとする</u>